

平成23年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年12月22日

1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室

1. 開会の日時 平成23年12月22日 午後3時30分

1. 出席議員 13名

1番	天 笠 寛 君	2番	三 浦 章 君
3番	大 野 裕 二 君	4番	石 井 志 郎 君
5番	池 田 文 男 君	6番	藤 井 修 君
7番	岩 崎 剛 久 君	8番	岩 本 朗 君
9番	大 瀬 洋 君	10番	鴫 田 剛 君
12番	竹 内 洋 君	13番	平 野 和 夫 君
14番	武 次 治 幸 君		

1. 欠席議員 1名

11番 福 原 敏 夫 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	鈴 木 洋 邦 君	副管理者	佐久間 清 治 君
監査委員	平 野 明 彦 君	会計管理者	三 沢 秀 俊 君
事務局長	鈴 木 登 君	副参事建設 課長事務取扱	秋 元 昇 三 君
総務課長	中 後 秀 樹 君	管理課長	浜 名 明 君
総務課主幹	武 谷 寛 君	管理課長補佐	緒 畑 勉 君
管理課処理場長	池 田 一 郎 君	建設課長補佐	川 口 泰 明 君
総務課総務係長	前 田 雅 章 君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課副主査	中 村 光 宏	総務課主事	鴨 田 貴 紀
--------	---------	-------	---------

○

開会及び開議

平成23年12月22日午後3時30分

○副議長（大瀬 洋君） 皆さん、こんにちは。本日は年末の大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。ご苦労さまでございます。

議長がやむを得ぬ所用のため欠席でございます。したがって、私が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行いますので、ご了承をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○

諸般の報告

○副議長（大瀬 洋君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成23年8月分から10月分までの現金出納検査、及び平成23年度定例監査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承をお願いいたします。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告をいたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○

○副議長（大瀬 洋君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めていきたいと存じますが、ご了承いただけますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○副議長（大瀬 洋君） ありがとうございます。

（参 照）

君津富津広域下水道組合議会
議長 福原敏夫様

君富下総第602号
平成23年12月22日

君津富津広域下水道組合
管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成23年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付します。

記

- 議案第 1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）
- 認定第 1号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 1号 平成22年度君津富津広域下水道組合継続費精算報告書について
- 報告第 2号 平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について

○

管理者あいさつ

○副議長（大瀬 洋君） 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

鈴木管理者。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆さんには両市議会定例会が閉会して間もなく、また年末の何かとご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

社会経済情勢は依然として厳しいものがございますが、今後とも両市間の緊密な連携のもとに下水道事業推進のため、鋭意努力してまいる所存でございますので、議員の皆さんの一層のご指導、ご支援をお願いを申し上げます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、専決処分の承認1件、条例の改正1件、平成23年度の補正予算、昨年度の決算の認定のほか、決算にかかわる報告2件でございます。

後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（大瀬 洋君） 以上で管理者のごあいさつを終わります。

○

日程第1 会期の決定

○副議長（大瀬 洋君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○副議長（大瀬 洋君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（大瀬 洋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、14番武次治幸君、1番天笠寛君を指名いたします。

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第3 議案第1号から議案第3号まで、認定第1号並びに報告
第1号及び報告第2号

○副議長(大瀬 洋君) 議案第1号から議案第3号まで、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

鈴木管理者。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 議案第1号から議案第3号まで、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号について一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございますが、本議案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給料月額を引き下げたため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を去る11月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案は、職員の休暇管理について、年次休暇、介護休暇及び組合休暇の期間を暦年から会計年度とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第3号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第1号)についてであります。今回の補正は既定の歳入歳出予算にそれぞれ939万1,000円を追加し、補正後の予算額を36億7,676万5,000円にしようとするものであります。内容としましては、水洗便所改造事業補助金及び処理場維持管理業務等の委託料の既定の予算を補正しようとするものであります。これに対応する財源としましては、繰越金をもって措置しました。

次に、認定第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本議案は、予算現額34億4,261万9,000円に対しまして、歳入総額36億7,141万7,957円、歳出総額30億9,228万1,670円をもちまして、平成22年度決算となりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の承認をお願いするものでございます。

次に、報告第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合継続費精算報告書についてでございますが、本件は神明雨水幹線築造事業につきまして、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率についてでございますが、本件は平成22年度決算に基づく本組合の資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号まで、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号について一括

して提案理由の説明を申し上げましたが、その後、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（大瀬 洋君） 続いて、補足説明を求めます。

鈴木事務局長。

（事務局長鈴木登君登壇）

○事務局長（鈴木 登君） それでは、議案第1号から議案第3号まで、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて説明申し上げますので、議案つづりの1ページと2ページをご覧ください。

当組合の構成団体である君津市及び富津市においては、本年9月の人事院勧告及び10月の千葉県人事委員会勧告に準じて、民間給与との格差を解消すべく給料表の引き下げ改定を行う条例改正議案を両市議会定例会に提出し、可決されたところでございます。当組合の給与関係規定は君津市に合わせておりますことから、君津市と同様の措置を講ずべく、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を12月1日から施行する必要が生じましたが、組合議会を招集する時間的余裕がなく、管理者において11月30日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例を説明申し上げますので、議案つづりの3ページをご覧ください。

まず、改正条例第1条による一般職の職員の給与等に関する条例の改正でございますが、本年12月から、別表第1の行政職給料表を本ページから5ページのとおり、年平均0.3%の引き下げを行いました。

次に、6ページの改正条例第2条による一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正でございますが、新旧対照表により説明申し上げますので、別冊の議案参考資料の1ページをご覧ください。

左側が改正後、右側が改正前となります。この条例は、給与構造改革の給料水準の引き下げに伴う経過措置として、9級制から現行の8級制に移行する際、給料月額を保障を行うため、平成19年3月に制定したものでございますが、附則第7項に規定する現給保障額について、平成21年に減額改定された職員については切替え時の給料月額から0.61%、これ以外の職員については0.42%の引き下げをそれぞれ行いました。本12月期の期末勤勉手当及び12月分の給与につきましては、これらの措置を講じた上で職員に支給させていただいたところでございます。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

当組合の構成団体である君津市及び富津市においては、関係条例の改正案を12月市議会定例会に提出し、可決されたところでございます。当組合の服務関係規定は君津市に合わせておりますことから、平成24年4月1日から同様の措置を講ずべく、本条例を改正しようとするものでございます。

議案つづりの8ページと議案参考資料の2ページをご覧ください。

この議案は、現在、1月から12月の暦年となっている職員の年次休暇の期間に対して、組織の運営及び事業の執行が4月から翌年3月までの会計年度を単位としていることから、双方の期間を統一し、

休暇管理を平易とするため、職員の年次休暇の期間を会計年度に改正しようとするものです。

また、千葉県や近隣市の状況を考慮し、地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける職員についても、国家公務員等と同様に引き続き本組合に新たに職員となる場合において、年次休暇の引き継ぎを行おうとするものです。あわせて介護休暇及び組合休暇の規定についても同様の改正をしようとするものです。

次に、議案第3号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）について説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の2ページをご覧ください。

初めに、第1表歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ939万1,000円を追加し、補正後の予算額を36億7,676万5,000円とするものです。

次に、7ページをご覧ください。

歳出の補正でございますが、第3款土木費、第1項下水道管理費、第1目公共下水道維持管理費について、補正前の額1億9,984万5,000円に91万5,000円を増額補正し、補正後の額を2億76万円とするものです。内容は、第19節の負担金補助及び交付金の水洗便所改造事業補助金が、内箕輪一丁目、内箕輪の各一部を平成23年2月に処理を開始したところ、当該地域からの申請件数の増加のため不足となり、補正するものです。

また、第3目の処理場維持管理費についても補正前の額4億8,792万2,000円に847万6,000円を増額補正し、補正後の額は4億9,639万8,000円とするものです。内容は、東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴い、当組合の脱水汚泥から放射性物質が検出されたことにより、脱水汚泥の処分方法の変更を余儀なくされ、放射性物質を含んだ脱水汚泥に係る処分費が増加したことから、不足する第13節委託料の処理場維持管理業務等委託料を補正するものです。

次に、6ページをご覧ください。

歳入の補正でございますが、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の補正前の額7,984万6,000円に、939万1,000円を増額補正し、補正後の額は8,923万7,000円とし、繰越金により歳入を措置するものです。

次に、認定第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。平成22年度決算の概要でございますが、別冊の決算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入予算の決算額は、第1款分担金及び負担金から第8款財産収入までを合計いたしまして、予算現額34億4,261万9,000円に対して、歳入総額、すなわち収入済額は36億7,141万7,957円。歳出予算の決算額は4ページ、5ページをお開きください。第1款議会費から第5款予備費までを合計して、予算現額34億4,261万9,000円に対して、支出済額30億9,228万1,670円であり、歳入歳出差し引き残高は5億7,913万6,287円となります。

22年度の主な事業に関しましては、裏表紙から3枚目の36ページ、37ページに、平成22年度公共下水道投資的事業一覧表を、君津地区、富津地区に区分して掲げてございます。また、次のページが折り込みで君津地区及び富津地区の事業箇所図となっておりますので、参照願います。

主な事業といたしましては、両市に共通する君津富津終末処理場築造事業、君津富津公共下水道全体計画及び事業認可変更業務委託事業のほか、君津地区では法木作と内箕輪、常代、北子安、人見の各汚水枝線築造事業、君津汚水2号幹線築造事業及び人見第1ポンプ場、第2ポンプ場の各改築更新

事業等を、また富津地区では、神明雨水幹線築造事業、西川雨水幹線護岸改修事業等を実施いたしました。

それでは、決算の内容について、事項別明細書により歳入から説明を申し上げますので、ページを戻っていただき、6ページ、7ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金の収入済額12億7,000万円は、組合格約第14条の規定による組合構成市からの負担金でございまして、内訳は君津市が9億円、富津市が3億7,000万円でございます。

第2目下水道事業受益者負担金の収入済額3,371万7,650円のうち、現年度分3,341万6,250円は富津市青堀駅東側の第3負担区分でございます。

滞納繰越分30万1,400円は富津市の第2負担区と第3負担区の滞納繰越分の収納済額でございます。

なお、収入未済額642万9,100円の内訳は、現年度分258万4,330円、滞納繰越分384万4,770円となります。

第3目認可区域外流入負担金の収入済額671万5,106円は、木更津市畑沢南地区の事務受託にかかわる負担金でございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございますが、調定額7億3,955万4,243円に対し、収入済額は7億1,413万9,124円で、222万5,340円の不納欠損処分をしたため、収入未済額は2,318万9,779円となります。

第1項使用料、第1目下水道使用料でございますが、調定額7億3,854万5,304円に対し、収入済額は7億1,313万185円で、徴収率は96.6%となります。現年度分の収入済額は7億268万7,959円で、対前年度比1.5%、1,023万6,450円の増収となりました。

なお、現年度分の収入未済額は2,586件で、1,105万8,929円でございます。この件数でございますが、これは未納となっている納期ごとの納付書の合計件数でございます。君津市が2,398件で、1,026万1,574円、富津地区が188件で、79万7,355円でございます。

また、滞納繰越分の収入未済額は3,232件、1,213万850円でございます。内訳は君津地区が2,814件で、1,050万291円、富津地区が418件で、163万559円でございます。不納欠損額の222万5,340円につきましては、時効により265世帯、663件分を処分したものににかかわるものでございます。

次に、第2項手数料、第1目下水道手数料でございますが、調定額、収入額ともに99万2,000円で、備考欄に記載の指定工事店証交付手数料、以下の内訳となっております。

8ページ、9ページをご覧ください。

第3款国庫支出金でございますが、調定額4億9,620万7,000円に対し、収入済額は3億8,153万7,000円で、収入未済額が1億1,467万円となっておりますが、これは継続費通次繰越分で、人見第1ポンプ場改築更新事業、人見第2ポンプ場改築更新事業の一部及び繰越明許費分で、君津富津終末処理場管理棟建築・建築設備更新事業、君津富津終末処理場長寿命化調査業務委託事業を23年度へ繰り越したためでございます。

収入済額の内訳は、君津地区1億3,686万3,000円、富津地区2億4,467万4,000円で、先ほどご覧いただいた36ページ、37ページの投資的事業一覧表のうち、国庫支出金の欄に金額の記載のある事業が対象事業となっております。

8ページ、9ページに戻っていただき、次の第4款県支出金は予算科目を確保するために計上して

あるもので、収入はございませんでした。

次に、第5款繰越金でございますが、調定額、収入額ともに5億8,285万4,728円で、内訳は君津市4億6,471万285円、富津市1億1,814万4,443円となります。

次に、第6款諸収入でございますが、調定額、収入済額とともに888万1,059円で、内訳は預金利子と雑入でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

第7款の組合債でございますが、調定額、収入額ともに6億6,930万円であり、先ほどの国庫支出金で説明申し上げました事業等のために借り入れたものでございます。

第8款の財産収入でございますが、調定額、収入済額ともに427万3,290円であり、君津富津終末処理場更新事業により発生した廃材の物品売払収入でございます。

以上、歳入合計は予算現額34億4,261万9,000円に対し、調定額38億1,793万2,176円、収入済額36億7,141万7,957円となり、収入済額の予算現額に対する割合は106.6%であり、調定額に対する割合は96.2%となります。

続きまして、歳出を説明申し上げますので、12ページ、13ページをご覧ください。

第1款議会費の支出済額174万6,258円は、組合議員14名に係る報酬、費用弁償などの議会運営費でございます。

次に、第2款総務費でございますが、予算現額1億1,778万6,000円に対し、支出済額は1億1,535万6,143円で、執行率は97.9%でございます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費の支出済額1億1,505万6,000円の主な支出内容としましては、管理者ほか特別職の報酬、事務局長と総務課職員合わせて8名の人件費と、続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。第13節の電算業務等の委託料、第19節の総合事務組合負担金、各種団体に対する負担金等でございます。

第2項監査委員費、第1目監査委員費の支出済額30万143円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

第3款土木費でございますが、予算現額22億5,634万3,000円に対し、支出済額は19億2,600万7,880円で、執行率は85.4%とやや低目となっておりますが、これは翌年度繰越額が継続費通次繰越と繰越明許費を合わせて2億2,820万円あることが主な要因となっております。

第1項下水道管理費、第1目公共下水道維持管理費の支出済額2億7,418万1,294円は、公共下水道の維持管理に要した費用でございまして、管理課職員9名の人件費のほか、主な支出としましては、第11節需用費の管渠、ポンプ場等の修繕料4,902万3,607円、第13節委託料の備考欄記載の君津市、富津市の水道部に委託しております下水道使用料賦課徴収業務委託料5,137万5,258円、人見第1、第2ポンプ場維持管理業務委託料1,690万5,711円などでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

第15節工事請負費の支出済額は4,877万6,700円で、内訳は君津地区の宮下二丁目地先の汚水本管改築工事1,046万8,500円、南久保地先の人工蓋改修工事1,919万8,200円及び富津地区の西川雨水幹線護岸改修工事1,911万円であり、第19節負担金補助及び交付金の主なものは水洗便所改造事業補助金で、225件分521万円でございます。

第2目都市下水道維持管理費の支出済額658万520円の主なものは、第13節委託料の伊勢原都市下水道台帳作成業務委託料435万7,500円でございます。

第3目処理場維持管理費の支出済額4億94万7,995円は、終末処理場の維持管理に要した経費で、処理場職員2名の人件費のほか、主な支出としましては、20ページ、21ページをご覧ください。第11節需用費の機械設備等に係る修繕料5,410万2,300円、光熱水費5,630万2,232円でございます。

第13節委託料の支出済額2億6,556万6,169円の内訳は、備考欄に記載の終末処理場維持管理業務委託料1億5,855万円、脱水ケーキ等処分業務委託料8,139万2,824円、処理水の放流に伴う周辺海域の環境監視調査及び生物実験調査業務委託料1,026万9,000円などでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

第2項下水道建設費、第1目公共下水道新設改良費の支出済額12億4,429万8,071円は、公共下水道の投資的事業にかかわる経費でございまして、主な支出といたしましては、建設課職員10名分の人件費のほか、第13節委託料の8億7,588万2,800円で、内訳は備考欄に記載の終末処理場水処理施設(5・6池)実施設計業務委託料4,100万円、管理棟建築・建築設備更新工事委託料5,172万円等のほか、22年度から24年度継続事業である人見第1ポンプ場改築更新工事委託料1億1,709万4,000円、同じく継続事業である人見第2ポンプ場改築更新工事委託料7,900万円、管渠関係では、君津地区の君津汚水2号幹線詳細設計業務委託料1,732万5,000円等であり、富津地区の21年、22年の継続事業である神明雨水幹線築造工事委託料4億78万円、通次線越分の神明雨水幹線築造工事委託料1億4,381万円などでございます。

なお、翌年度繰越額の継続費通次繰越は、人見第1ポンプ場改築更新事業及び人見第2ポンプ場改築更新事業でございます。人見第1ポンプ場改築更新事業につきましては、平成22年度に継続費の措置をさせていただき、日本下水道事業団と総額13億609万4,000円の委託協定を締結し、平成22年度の年割額を2億709万4,000円としたところでございますが、水路内の堆積土砂が予想以上に多く、機器設計のための躯体等の形状確認を行うに当たり、除去が必要となったため、その対応に不測の日数を要し、当初計画どおりの出来高達成が困難となり、このうち9,000万円を平成23年度に繰り越しました。また、人見第2ポンプ場改築更新事業につきましても、平成22年度に継続費の措置をさせていただき、日本下水道事業団と総額9億800万円の委託協定を締結し、平成22年度の年割額を1億9,000万円としたところでございますが、日本下水道事業団の入札実施の結果、低入札調査が必要となり、その対応に不測の日数を要し、当初計画どおりの出来高達成が困難となり、このうち1億1,100万円を平成23年度に繰り越しました。よって、継続費通次繰越につきましては、合わせて2億100万円でございます。

また、繰越明許費は君津富津終末処理場管理棟建築・建築設備更新事業、君津富津終末処理場長寿命化調査業務委託事業でございます。君津富津終末処理場管理棟建築・建築設備更新事業につきましては、日本下水道事業団と委託協定を締結したところ、日本下水道事業団の入札実施の結果、低入札調査が必要となり、その対応に不測の日数を要し、平成22年度中に事業を完了させることが困難となり、協定額7,172万円のうち2,000万円を、また君津富津終末処理場長寿命化調査業務委託事業につきましても、日本下水道事業団と委託協定を締結しましたが、調査実施に当たり、稼働中の施設を一時停止する必要が生じたため、処理場の処理能力に影響を与えないよう切り替え調整を行うために不測の日数を要し、平成22年度中に事業を完了させることが困難となり、協定額720万円全額を平成23年

度に繰り越したものでございます。これによって繰越明許費につきましては、合わせて2,720万円でございます。

第15節工事請負費の支出済額2億8,667万5,200円は、備考欄に記載の常代汚水枝線築造工事以下5件にかかわる工事請負費でございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目元金の支出済額は、7億1,925万9,207円は長期債の償還元金で、第2目利子の支出済額3億2,991万2,182円は、長期債の償還利子でございます。

なお、22年度末の組合債の残高は、君津市分が57億1,919万9,513円、富津市分が31億7,354万4,258円、全体で88億9,274万3,771円となり、前年度と比較しますと、4,995万9,207円の減となっております。

次に、第5款予備費につきましては、充当はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額34億4,261万9,000円に対し、支出済額は30億9,228万1,670円で、執行率は89.8%でございました。

次に、27ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

3の歳入歳出差引額5億7,913万6,287円から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の君津富津終末処理場管理棟建築・建築設備更新事業及び君津富津終末処理場長寿命化調査業務委託事業に係る繰越明許費繰越額363万円を差し引いた5の実質収支額は5億7,550万6,287円となります。

次に、28ページ、29ページの財産に関する調書でございますが、22年度中の財産の異動はなく、決算年度末現在高は、土地が8万7,727.12平方メートル、建物1万718.49平方メートル、地上権4.07平方メートル、車両7台となっております。

以降30ページから35ページにかけては、歳入歳出決算の君津地区、富津地区の地区別内訳表となっておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、報告第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合継続費精算報告書について説明を申し上げますので、議案つづりの12ページをご覧ください。

平成21年度から22年度までの継続費の措置をさせていただきました神明雨水幹線築造事業につきましては、6億1,245万円で、千葉県下水道公社に業務委託を実施したところでございますが、継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、認定第1号の歳入歳出決算とあわせて報告するものでございます。

なお、精算報告書比較欄の21年度及び22年度の年割額と支出済額との差は、業務着手後工事用地の借り上げ交渉に不測の日数を要し、当初の計画どおり出来高達成が困難となり、21年度の年割額のうち、1億4,381万円を22年度に通次繰越したため生じたものでございます。

最後に、報告第2号 平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について説明申し上げますので、議案つづりの13ページと参考資料の4ページをご覧ください。

資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公営企業の経営の健全性を判断するために設けられた指標でございまして、その団体の資金の不足額を事業の規模で除したもので、経営健全化の基準は20%とされております。そして、この基準値以上となった場合は、経営の健全化に向けた計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率については、健全化法第22条第1項により監査委員の審査に付し、その意見をつけて

議会に報告し、公表することとされておりますので、決算に基づき報告するものでございます。

参考資料4ページの資金不足比率算定表をご覧いただきたいと存じますが、(4)の資金不足額・剰余額は、(1)の歳出額から(3)の翌年度に繰り越すべき財源を除く歳入額を差し引くため、マイナス表示となりますが、認定に付しております22年度決算の実質収支額と同額の5億7,550万6,000円となり、したがって、当組合の場合は剰余額となるため、(5)の資金不足額はなく、最下段に記載の資金不足比率は算定されません。

以上で、議案第1号から議案第3号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号についての補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○副議長(大瀬 洋君) ありがとうございます。

これより質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) 次に、討論を行います。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) なしとの声です。

採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○副議長(大瀬 洋君) 賛成全員、ありがとうございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) なしとの声でございます。

討論を行います。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) なしのお声です。

採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○副議長(大瀬 洋君) 賛成全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

藤井修君。

○6番(藤井 修君) それでは、補正予算の歳出のところでございますけれども、補正予算表7ページでございますが、処理場の維持管理費について、先ほど局長の説明で、一般財源847万6,000円補正とございました。理由が脱水汚泥の処理費の増、いわゆる原発絡みで処理形態を変えたというご説明

でございますけれども、その具体的な処理ルート、処理形態をどのように変えたのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大瀬 洋君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 登君） 脱水汚泥の処理の方法について、どのように変えたかということでございますけれども、本来下水道組合ではリサイクルにするということで、太平洋セメント及びメサライト工業というところで、セメント原材料もしくは建設材料ということで処理をしておりました。しかしながら、放射線の検出がされましたことによりまして、一時1,500ベクレル強ということになり、処分が拒否されたということでございます。現在までも最終製品の段階で、まだ100ベクレル以下というような基準ができないということなので、それにつきまして、現在、国の基準に基づきまして、8,000ベクレル以下については埋め立て処分ができるということでございますので、現在、埋め立てについては新井総合施設に、焼却の埋め立てに関しては袖ヶ浦にありますエコシステムのほうに処分先を変更させていただきました。それに伴いまして、今までリサイクルということで、製品として売却できるということで、ある程度処理費が下がっておったわけですが、それができなくなった関係で処理費が増加したということで、今回の補正をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（大瀬 洋君） 藤井修君。

○6番（藤井 修君） 大変よくわかりました。

それで、次年度の見通しでございますけれども、次年度もこういった、いわゆる最終処分場送りという形態での予算計上になるのでしょうか、見通しをお伺いいたします。

○副議長（大瀬 洋君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 登君） 現在、太平洋セメントとメサライト工業等と協議をしておりますが、最終的には300ベクレル以下が7回以上続くというような条件が示されております。そして、また、処理を始めて一遍でも300ベクレルを越えれば、また7回、検出できるまで、受け取りは拒否するということが、非常に不安定な措置となるということでございますので、現在のところ当初予算では埋め立て処分のほうで予算計上をしておきますが、実際にはリサイクルのほうの方が安くなるというのは明白でございますので、7回以上の測定で見て、低位安定したと、これでもう動くことはないだろうということの確信が持てれば、リサイクルのほうで処理をしたいと考えております。

以上です。

○副議長（大瀬 洋君） よろしいですか。

○6番（藤井 修君） はい。

○副議長（大瀬 洋君） それでは、ほかにご質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○副議長（大瀬 洋君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○副議長（大瀬 洋君） なしとのお声でございます。

採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○副議長（大瀬 洋君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査委員より審査結果についての報告をお願いいたします。

平野監査委員。

○監査委員（平野明彦君） 私より監査報告をさせていただきます。

ただいま認定に付されております平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の審査の結果をご報告いたします。

平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算について、去る8月19日に審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりであり、決算書及びその他法令で定められた書類は関係法令に準拠して作成され、決算に関する係数は関係諸帳簿及び証拠書類に符合しており、係数も正確であると認められました。

また、予算の執行についても、おおむね所期の目的に沿い、効率的に執行されているものと認められました。

以上、決算審査の報告といたします。

○副議長（大瀬 洋君） 監査委員の審査結果の報告を終わりましたので、これより質疑を受けます。

藤井議員。

○6番（藤井 修君） それでは、22年度決算のうち、まず歳入のところでは1点だけお伺いいたします。決算書の7ページでございますが、下水道使用料のところでございますけれども、先ほど局長のお話でも収入済額7億263万7,000円、前年度よりも1.5%アップで、努力したと、こういうふうにございました。しかし、まだ収入未済額1,100万でございます。その下の滞納繰越分が調定額2,400万に対して半分も満たない収入済額になると。そのうち不納欠損額が225万3,000円の不納欠損が出ておりますけれども、このようにいわゆる使用料について収納率を上げるためにどのような努力をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（大瀬 洋君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 登君） 収納率の向上ということでございますけれども、現在、君津市の使用料に関する収納率でございますけれども、現年度分については98.45%、滞納繰越分については50.18%となっております。全体では98.86%になりますが、これは木更津市、袖ヶ浦市の同じく現年度分98.8%ないし、袖ヶ浦市の98.57%、また滞納繰越分では木更津市が39.71%、袖ヶ浦市が70.16%となっておりますので、全体としてもそれほど悪い数字ではないわけでございますけれども、下水道使用料の徴収に関しましては、君津市、富津市の水道部に委託しております。両市とも、収納委託業者が滞納整理を随時実施しておりますが、水道料金の滞納には給水の停止措置というのを行って収納を上げておるわけです。下水道使用料は上水道料金と納付書が同一であるため、滞納者の給水停止に当たりますと、水道部と協力し、委託業者とともに水道部職員または下水道職員が同行して行っております。この結果、平成20年度以降の徴収率は95.64%、96.29%、96.56%と推移しており、直近で最も低かった平成18年度の93.15%に対して、それぞれ2.49、3.14、3.41ポイントの改善が見られておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（大瀬 洋君） 藤井議員。

○6番（藤井 修君） よくわかりました。引き続き収納率向上にご努力願いたいと思います。

歳出のほうで1点でございますけれども、3.11大震災を受けまして、下水道施設は大丈夫なのかという観点でお伺いいたしますが、この決算書は22年度決算でございますから、必ずしもぴったりとそれに符合しないわけでございますが、決算書の23ページ、施設関係の大規模工事で、委託料、人見第1ポンプ場改築更新工事、22年度から24年度の継続事業になってございます。その下の人見第2ポンプ場改築更新工事もしっかりでございますけれども、そうすると、3カ年事業でございますので、22年度は設計だけやったのか、基礎だけやったのかわかりませんが、いわゆる耐震度をどのように目測して、どのように耐震性を向上させるために反映したのか、お伺いいたします。

○副議長（大瀬 洋君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 登君） 耐震に関しましては、人見第1ポンプ場につきましては、平成19年度に機能耐震診断を実施しております。また、第2ポンプ場につきましては改築に伴い、建築当時の設計書をもとに、現行の耐震設計基準による見直しを行っております。その結果、両施設とも耐震補強の必要が判明いたしましたので、今回の改築更新におきまして、ポンプの交換ばかりではなく、基礎や建屋などの耐震補強を行っております。

また、処理場につきましては、平成12年度の耐震調査の結果、耐震補強が必要とされました施設のうち、汚泥棟については平成21年度に補強工事を行っており、機械棟、沈砂池ポンプ棟につきましては、ポンプ場の改築が終了する25年以降に長寿命化計画の中で順次耐震補強を行ってまいります。

また、下水管の設置に当たりましては、重要幹線には耐震の管を設置しておりますが、重要管線以外でも新たな工事におきましては、必要に応じて液状化に強いマンホールや下水管の使用を進めて地震対策を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（大瀬 洋君） 藤井修君。

○6番（藤井 修君） 下水道処理設備、大変多数の複数の施設から構成されている設備でございますが、今、主なものについての耐震診断結果について必要なものの改修をやっているんだと、こういうお話でございました。耐震だけでいきますと、あとはいわゆる本管がどれだけでもつのか。浦安市の液状化によるトラブル等を見ても、本管が逆勾配になって、なかなか終末処理場まで大変な時間を要したというような報告も受けておりまして、本管の耐震性についてはどのように判断し、どうしていくのか、大変気になりますけれども、お伺いいたします。

○副議長（大瀬 洋君） 秋元副参事。

○副参事建設課長事務取扱（秋元昇三君） 本管につきましては、設計時点での地震動のレベル1、レベル2において設計強度を計算しましてやっております。そして、今、1号幹線の重要幹線と申しましたけれども、重要幹線につきましては、処理場につながる路線を言っております。それに対しては、鉄筋コンクリート管の耐震性を使用しております。そして、途中の枝管につきましては、そういう設計はしてございません。

以上です。

○副議長（大瀬 洋君） 藤井議員。

○6番(藤井 修君) 今までも必要な耐震性を織り込んだ設計をされているのだと思いますけれども、いざ下水がこれだけ供用開始になってとまりますと、大変生活に支障がございますので、ぜひ総点検とは言いませんけれども、どの施設はどこまで大丈夫、この辺が今後危なっかしいとかというのを体系的に、また後ほど示していただければなと思っております。

その中で、あとは津波でございますけれども、終末処理場は東京湾に面しているわけでございますが、津波の被害想定というのはまだ国・県から明確なものは出ていないわけでございますけれども、その際の終末処理場は大丈夫なのかというのが気になりますけれども、今現在、わかっているところで知見をお伺いいたします。

○副議長(大瀬 洋君) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木 登君) 津波想定ということでございますけれども、現在は3.11東日本大震災を踏まえて災害想定を見直しているというのが国・県の現状でございますので、下水道組合といたしましては、国・県の動きを注視しながら、災害想定が固まり次第対応していくということで考えております。

以上です。

○副議長(大瀬 洋君) よろしいですか。

質疑はほかにございませんですか。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) なしとの声でございます。

討論を終結し、直ちに採決いたします。認定第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○副議長(大瀬 洋君) 挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、報告第1号 平成22年度君津富津広域下水道組合継続費精算報告書について質疑を行います。質疑のある方は。

(「なし」との声あり)

○副議長(大瀬 洋君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、報告第2号 平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について、監査委員より審査結果についての報告をお願いいたします。

平野監査委員。

○監査委員(平野明彦君) それでは、平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の審査の結果を報告いたします。

平成22年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について、去る8月19日に歳入歳出決算とあわせて審査を行いました。その結果につきましてはお手元に配付してあります経営健全化審査意見書のとおりであり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。平成22年度の資金不足比率は、資金不足が発生してい

ないため算定されず、特に是正改善を要する事項はありません。

以上、資金不足比率審査の結果報告といたします。

○副議長（大瀬 洋君） 平野監査委員の審査結果の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」との声あり）

○副議長（大瀬 洋君） 質疑はないようでございますので、質疑を終結したいと思います。

以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

○

○副議長（大瀬 洋君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

鈴木管理者。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり承認、可決、認定をいただき、まことにありがとうございました。

本年度の事業も予定どおり進捗しているところでございますが、今後とも議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。

これから、寒さが一段と厳しくなりますが、皆様におかれましては、健康にご留意され、ご家族とともども輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○副議長（大瀬 洋君） これをもちまして、平成23年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

ご苦勞さまでございました。

平成23年12月22日午後4時35分

閉会